

旭川市行財政改革推進委員会説明資料②

	被保護者就労準備支援事業 (ステップアップ支援プログラム)	被保護者就労支援事業 (就労支援員による支援)
目的	就労意欲や生活能力・対人能力・社会適応能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対して、就労意欲の喚起を図り、円滑に既存の就労支援策に繋げるための一貫した支援を行う。	被保護者の就労に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立の促進を図る。
対象者	就労意欲や生活能力・対人能力・社会適応能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者。 (1) 生活習慣の形成が必要な者（日常生活自立支援段階） (2) 生活習慣は確立しているが、社会参加のために支援が必要な者（社会生活自立支援段階） (3) 直ちに一般就労に就くことが難しい者（就労自立支援段階）	本事業の対象者は次の被保護者とする。 (1) 求職活動をしているものの就労開始に至らない者 (2) 求職活動が低調な者 (3) 退職した者、稼働阻害要因が解消される見込の者、増収・転職を要する者 (4) 就労可否及び就労可能性について就労支援員と協議を要する者 (5) 就労支援事業の参加について検討を要する者 (6) 上記以外に、本事業に参加する事により就労意欲が促進される者、または就労に結びつく可能性のある者など
開始時期	平成26年6月1日	平成19年4月1日
課題	・就労困難度の高い支援対象者が多く、支援期間の長い対象者が事業に滞留してしまう。 ・本事業の対象となる者は、一般就労が目的ではない場合もあり、単純に費用対効果を出すことが難しい。	・支援対象者が減少している一方で、支援の長期化、困難化が進んでいる。 ・障害ボーダー層、障害者も多く、他法他施策の知識、関係機関との連携など、就労の枠を超えた幅広い支援が必要。 ・職歴や学歴等において、求人する側とのミスマッチにより就労につながりにくい、とりわけ40～50歳代の者は、年齢が阻害要因となり就労に結びつきにくい。